

令和3年 第8回

# 志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和3年 第8回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和3年8月24日(火)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和3年8月24日 午前9時30分				
	閉会	令和3年8月24日 午前10時35分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	×
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番10番	隈元 健二		席番11番	宮脇 茂樹	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野		事務局次長	中水	
	主幹兼農地係長	佐々木		主幹兼農地係長	竹之内	
	農地係長	圖師		主任主査	桑水	
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	—	9	垣内 りえ子	—
2	竹田 憲男	—	10	立根 重信	○
3	今市 光則	—	11	道山 幸治	—
4	熊野 廉太郎	—	12	脇田 祐二	—
5	原田 純一	—	13	春田 豊美	—
6	田尾 昭三	—	14	中之内 瑞穂	—
7	坪田 則義	—	15	工藤 雅彦	—
8	池袋 良子	—	16	山下 直樹	—



議長	萩迫	<p>ただいまから、令和3年第8回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>福岡裕幸委員より、欠席の届出がありましたので、報告いたします。</p> <p>それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番10番、隈元委員と、席番11番、宮脇 茂樹委員を指名いたします。よろしく申し上げます。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、宮脇 勇委員の報告をお願いします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>それでは、あっせんが成立いたしましたので報告いたします。次のページをご覧ください。譲渡者は、有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。あっせんの農地は、有明町原田字清堀 2191 番 3 地目は田・面積は 1,926 m<sup>2</sup>と 2191 番 5 の田・900 m<sup>2</sup>の 2,826 m<sup>2</sup>です。譲受者は、有明町野井倉〇〇番地〇にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地の場所は、有明支所前の県道志布志・有明線を西に行くと宇都中学校があります。そこから南西の方向の原田小学校の方へ向かいまして1km行き左折し200m行った左手の3枚目の田2筆です。本人宅からは車で3分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者でありであり妻と子供と従業員十数名で、水稻・人参・ダイコン・甘藷等を栽培されております。</p> <p>また、トラクター14台・コンバイン3台・車10台ありました。あっせんの成立日は、令和3年8月5日で、あっせん委員は、原田委員と私です。あっせん価格は、反当400,000円で総額1,130,000円でした。以上です。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、井久保委員の報告をお願いします。
委員	井久保	<p>令和3年4月の定例総会で受けました農地のあっせんです。あっせん活動は、小作契約の合意解約の時期が10月末で中断と位置付けておりますが、それまでの期間が長すぎることに問題があります。今後事案の取り扱いについて申出者側・相手側及び事務局再調整をして最良の方策を考えたいと思います。あっせん活動については、継続でお願いします。以上報告終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、福岡 裕幸委員の報告ですが、本日欠席

		<p>のため、事前に報告がきておりましたので、報告します。</p> <p>〇〇さん分と〇〇さん分につきましては、現在も交渉・あっせん中のため、引き続き活動をしたいとのことでした。次に、永屋委員の報告をお願いします。</p>
委員	永屋	<p>先月依頼のありました〇〇様の分ですけれども、一応3名ほど声をかけて1名方が興味を示しております。その方と値段の調整をしているところです。以上です。</p>
議長	萩迫	<p>次に、私の関係分について、報告します。</p> <p>7月29日、令和3年度市町村農業委員会会長・事務局長等会議が鹿児島市で開催されました。</p> <p>次に、日程第4、議案第64号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、11件の申請でございます。まずは、6ページ、番号89番を審議いたします。番号89番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります〇〇さんの出席を要請してございます。〇〇さんの、入室を許可いたします。</p>
会場		(〇〇氏 入室)
議長	萩迫	<p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
農地係長	竹之内	<p>それでは議案第64号、農地法第3条の規定による許可申請の番号89番について説明申しあげます。議案書は、6ページです。まず、譲渡人は志布志市松山町泰野にお住まいの〇〇さん90歳で、譲受人は曾於市大隅町岩川にお住まいの〇〇さん72歳です。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が1筆で2,118平方メートルです。</p> <p>〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではないことから、本日ご出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。今回の申請地の場所でございますが、泰野地区公民館から県道柿之木・志布志線を北へ450m進行し、右折し、市道川端・白坂線に入り、同市道を550m進んだ左手にあります。〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料5ページのとおりでございますが、申請地には梅を植樹するとの事であります。通作距離は、自宅から約9kmとのこと。申請事由は譲渡人につきましては労力不足、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適</p>

		格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。以上で、番号 89 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員	山下	ちょっと〇〇さんよろしいでしょうか。梅と栗ですよ。そして、名簿を見たところ、〇〇さんということで、申請地も泰野平原ということで、ひょっとしたら泰野の元〇〇町長に関係される方でしょうか。
要請者		はい。
委員	山下	であったらそこら辺の土地については、十分わかっていらっしゃると思いますので、納得しました。
委員	隈元	梅を植えるとのことですが、販売等はどのようにされるのですか。
要請者		〇〇さんここに梅を植えられるとのことですが、今後、梅を加工して販売するのか、何か業者に委託するのか。それをちょっとお願いします。
委員	隈元	梅については、作付け規模も小さいし、うちの嫁の義理の兄貴が役場上がりがおりまして、高齢になったから、梅を植えて 15 年なるのを譲るからということで、来年の 4 月か 5 月ごろ移植して、販売は、梅にしる栗にしる今までも販売はしていないのですよ。現在商売してるものですから、友達とか、お得意さんなんかにもお裾分けをしているところです。今度の移植した梅も、そういう気持ちでいるところです。
委員	隈元	分かりました。
議長	萩迫	他に、ございませんか。ご意見もないようでございますので、ここで、要請者の〇〇さんは、退席をお願いします。お忙しいところ、ありがとうございます。
会場		(〇〇さん 退席)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、90 番を審議いたします。この案件につきまして、まずは、事務局の説明を求めます。
主任主査	桑水	議案第 64 号番号 90 番の申請について、事務局より説明させていただきます。今回の申請は、農地の所有者が死亡しその遺言により所有権を移転するという案件であります。ここで農地法と遺言による権利移転の関係について

説明させていただきます。お配りしております一枚紙の資料の一番上の農地法の囲みにありますように、農地の権利移転や設定をする場合には、農地法第3条の許可が必要ですが、許可を要しない場合もあり、3条のただし書きに示されております。

例えば、この12号に示されておりますように、農地の所有者が亡くなり、配偶者や子などの法定相続人に相続される場合は、農地法の許可は必要ありません。今回は、土地の所有者が生前に作成した遺言書によって、自分の死後の財産を特定の者に譲るというものであり、このような場合を法律では、遺贈と呼び、相続とは区別しています。 それでは、遺贈は農地法の許可が必要であるかということですが、説明資料の真ん中にあります、農地法施行規則第15条をご覧ください。

農地法施行規則第15条は、農地法の許可を要しないその他農林水産省令で定める場合について、詳しく示されており、その中の第5項に、包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈による権利の取得は、農地法の許可が必要ないと示されております。しかし、今回の申請は、説明資料の一番下の包括遺贈と特定遺贈の違いの図にありますように、遺言書により特定の財産と、譲る相手を指定しておりますので、特定遺贈となります。相続人に対する特定遺贈は、許可は必要ありませんが、今回の申請は、相続人でない者への特定遺贈となります。よって、農地法の許可を要しない相続でもなく、包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈でもないため、農地法第3条第1項の許可を得る必要があるということになります。以上で説明をおわります。

議長 萩迫  
委員 吉野

それでは、吉野委員説明をお願いします。

会長より依頼のありました番号90を報告いたします。譲渡人は、今年97歳でお亡くなりになりました〇〇さんです。松山町新橋に住んでおられました。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん65歳です。遺言書による相続人以外の者に対する特定遺贈です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、畑が、譲受人の住所上宮内集落内にあります薩摩屋食品の南側にあります。あと安楽川沿いの平城橋上流東側の堤防を北側に進んでいきますと、行き止まりになりその右側になります。譲受人宅からは250mと800mのところにあります。〇〇さんは、今年市役所を退職されましたが、今後は夫婦で野菜などを作りたいとのことでした。また、トラクター1台・軽トラを保有されておりました。この水田は、昨年



		<p>7月の大雨で災害を受けているところで、県事業で近いうちに復旧されることそれが終わり次第作付けをしたいとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号91番を審議いたします。立迫委員説明をお願いします。
委員	立迫	<p>会長より依頼のありました番号91を報告いたします。譲渡人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さん67歳です。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの有限会社〇〇代表取締役〇〇さん41歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。ここは、6月総会の議案48号番号65で報告しました茶畑の後ろになります。申請地の場所は、そお街道にあります伊崎田鍋の点滅信号を字尾方面へ200m進んだ左側に有限会社〇〇があります。その〇〇から西へ直線で500m行ったところにあります。ピーマンハウスの近くで、6月の総会でお茶畑を購入したところの山林との間に、30㎡の今回の農地があることがわかり、さらに譲ってもらうことになったそうです。法人事務所からは車で5分のところにあります。有限会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と弟・両親に従業員30名で、お茶、約35ヘクタール、大麦若葉25ヘクタール、ハウスピーマン20アールを主に栽培されて、申請地には、有機栽培のピーマンハウスを建てるということでした。また、トラクター3台、耕運機3台、摘採機5台・お茶の機械一式・2トン車・3トン車・軽トラ数台を保有されていました。</p> <p>有機栽培のピーマンハウスは、冬場の従業員の作業場として、増やしていきたいということでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に7ページ、番号92番を審議いたします。坂中委員説明をお願いします。
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号92を報告いたします。譲渡人は、志布志町志布志〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの株式会社 〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りですが、現況は、上門の圃場整備地区内で換地により、6筆が1筆に区画整理されております。まだ登記は終わっておりませんが、現況はそういうことになっております。申請地の場所は、県道523号志布志・有明線沿いのAコープあおぞら店から、アリス美容室方面へ進み、アリス美容室から志布志方面へ400m進んで左側にあります。法人事務所から2.6kmのところにあります。株式会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と従業員13人で、水稲45町歩、ソバ15町歩、甘藷17町歩を主に栽培しております。申請地は、水稲を作付する予定とのことです。またトラクター15台、コンバイン3台、田植え機2台、普通トラック10台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号93番を審議いたします。同じく、坂中委員説明をお願いします。
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号93を報告いたします。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇</p>

		<p>番地〇にお住まいの〇〇さんです。今回の申請は、伯父、孫の関係で、贈与受贈によるものです。申請地は議案書に記載された通りです。申請地の場所は、地番 1932 番 2 が、志布志市商工会有明支所から小松公民館方面へ進み、小松公民館から西方向へ 300m 進んだ左側にあります。地番 3965 番 3 と 3967 番 1・3968 番 1 については、株式会社〇〇から西方向に 200m 進んだ右側にあります。譲受人宅からは 2 分以内のところにあります。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、株式会社〇〇の取締役として、従業員 13 名で、水稲 45 町歩、ソバ 15 町歩、甘藷 17 町歩を作付けしている農業生産法人です。申請地は、甘藷を作付けしておりました。また、トラクター 15 台・コンバイン 3 台、田植え機 2 台、普通トラック 10 台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようございませので、お諮りしませ。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めませ。次に、8 ページ、番号 94 番を審議いたしませ。吉野委員説明をお願ひしませ。
委員	吉野	会長より依頼のありませ番号 94 を報告いたしませ。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 76 歳です。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 65 歳です。申請地は、議案書に記載されていませ通りです。申請地の場所は、有明中学校前の市道を南の方向へ行っていませすと三差路がありませけれども、そこの野井倉用水路を左へ左折して、100m ぐらいの左の東側の 2 枚目の水田です。〇〇さんところから、目の前に見えてお願ひしませが、200m ぐらいのところにお願ひしませ。〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦と長男で、畜産用の牧草を主に栽培されてお願ひしませ。申請地にも、牧草を作付けするとのことです。また、トラクター 4 台・他牛 34 頭を生産する機械一式を保有されてお願ひしませ。この水田の周りも〇〇さん所有の土地でございませして、作業がしやすくなるために購入したということございませ。

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございせんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようございせんので、お諮りします。これを認めることにご異議ございせんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、番号95番を審議いたします。同じく、吉野委員説明をお願いします。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号95を報告いたします。譲渡人は、宮崎県宮崎市老松〇丁目〇番〇号〇〇号にお住まいの〇〇さん69歳です。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん67歳です。申請地は、議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、菱田川の橋の手前を、東側の堤防を北側へ登っていきますと、奥に堀苑産業の砂取場がありましたがその南側で、堤防から200mぐらいの堤防沿いの田んぼ2枚です。ここは、長年にわたり耕作放棄地ございまして、アシなどがほこっておるところございせん。</p> <p>〇〇さん宅から15分ほどかかります。〇〇さんは夫婦で、水稻を中心に、栽培されております。トラクター2台・耕運機2台・田植え機・コンバインを所有されております。ここは、誓約書が入れてありまして、抜根をして農地にするという、誓約書が入れてある通りございせん。水田周辺の田んぼの中で、ここだけが荒れておるなとすぐわかるところでもございせん。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上報告終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございせんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようございせんので、お諮りします。これを認めることにご異議ございせんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 96 番を審議いたします。上野委員説明をお願いします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号 96 を報告いたします。譲渡人は、曾於郡大崎町横瀬〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 77 歳です。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 54 歳です。親子の関係です。申請地は、議案書に記載されている通りです。場所が 2 ヶ所にちょっと離れていますので、最初の 3 ヶ所、田尾下の申請地を報告いたします。J A あおぞらのライスセンターがありますが、その前の道路を肆部合方向に約 400m 行きますと、ちょうど田尾橋がありますが、その田尾橋の手前を、右手の方に 250m 行ったところを右の方に 50m 行った左手にあるところでございます。もう 1 筆の方は、蓬原小学校の前の道路を、菱田小学校に向かっていきますと、最初の信号を右の方に 300m 行ったところに左の方に道路がありますけれども、それを、左の方に行きますと右手の方に J A あおぞらの出張所がありますが、そこから 800m 行ったところを左に 100m 行ったところの右手にあるところでございます。譲受人宅からは、最初のところは 10 分ぐらい。あとのところは 15 分ぐらいのところにあります。〇〇さんは、夫婦で水稲・牧草を栽培されております。申請地には、水稲と牧草が作付けされておりました。トラクター 2 台、田植え機、コンバインを保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしく願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、9 ページ、番号 97 番を審議いたします。立迫委員説明をお願いします。
委員	立迫	<p>会長より依頼のありました番号 97 を報告いたします。譲渡人は、肝属郡東串良町川東〇〇番地にお住まいの〇〇さん 85 歳です。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 38 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りで、労力不足と規模拡大です。申請地の場所は、野</p>

		<p>神小学校から西へ4 km位行きますと、香花園入口があります。そこを左折し1 km行くと、立元集落入口があります。そこを右折し、800m進んだ左側にあります。譲受人宅からは、車で1分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、〇〇の役員もされていて、家族3名・従業員4名で生産牛100頭・お茶5町歩、キャベツ4町歩、その他ごぼう・かぼちゃを少しずつ、主に栽培されており、申請地には、かぼちゃを作付される予定とのことです。また、飼料を作る農機具一式・お茶一式・園芸する機械一式、トラクター・2トンダンプ・3トン・軽トラ等を数々保有されました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。れにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号98番を審議いたします。限元委員説明をお願いします。
委員	限元	<p>会長より依頼のありました番号98を報告いたします。譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さん90歳です。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん39歳です。祖父孫による贈与受贈です。後もって、第5条番号54で審議される農家住宅の残地です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道柿ノ木・志布志線を尾野見方面へ行きますと、遠迫商店があります。そこから50m先から右へ市道中島・中村線に入り、200mほど行ったところの右側です。資料6ページでは、1人となっていますが、実際は、両親と3人で、認定農業者でもあり、甘藷・イチゴ・ゴーヤを栽培しており、申請地には、甘藷を作付する予定とのことです。また、トラクター2台・軽トラ2台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審</p>

		議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 99 番を審議いたします。同じく、隈元委員説明をお願いします。
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号 99 を報告いたします。譲渡人は、松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。姉弟の関係で、贈与受贈です。</p> <p>申請地は議案書に記載されてる通りで、申請地の場所の大段字は、県道 63 号線を、伊崎田方面から志布志に向かう途中に、浦島釣具店がありますが、その手前から左へ市道中島・中村線に入り、2.7 km 進み、左へ 200m 行ったところの右側に 2 つです。船ヶ段は、市道中島・中村線に戻り、西へ 700m 行き、左へ 50m、行ったところの自宅の裏です。大段は、3 分のところにあります。〇〇さんは、夫婦で野菜を栽培しており、申請地には、甘藷・野菜を作付する予定とのことです。また、農機具等は、知人に手伝いをもらうとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって日程第 4、議案第 64 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に日程第 5、議案第 65 号、買受適格証明願の承認についてを議題といたします。11 ページ、番号 6 番を審議いたします。番号 6 番から番号 8 番は、申請人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思ひますが、ご異議ござ</p>

会場	委員	いませんか。
		(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。それでは、上野委員説明を3件いっしょにお願いします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号6・7・8を報告いたします。まず、番号6を報告いたします。申請人は、有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さん74歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、有明支所から南へ400m行きますと志布志・蓬原線がありますが、そこを東へ900m行きますと信号機がありますが、そこから次の信号機から上門方面へ進み400m左手に美容室アリスがあります。そこを左手に300m行った右手にあるところでございます。申請人宅からは5kmのところにあります。</p> <p>次に番号7を説明します。申請人は番号6番と同じく〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、先程言いましたアリス美容室から左の方250m行った左手にあります。申請人宅からは5kmのところにあります。</p> <p>次に番号8を説明します。申請人は〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、先程言いましたアリス美容室から左の方250m行った左手にあります。申請人宅からは5kmのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦でお茶を栽培されており、申請地には、新しい品種を植えつけるということでもあります。また、トラクター・耕運機を保有されています。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため買受適格者と思われまます。ご審議方よろしく申し上げます。以上であります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。まずは、番号6番を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号7番を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。



会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号8番を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第65号、買受適格証明願の承認については、買受適格証明書を発行することに決定をいたしました。 ここで、お諮りいたします。 買受適格者が決定され、農地法第3条の許可申請があったときには、会長権限により農地法第3条の許可証を発行することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしということでございますので、そのように取り扱いさせていただきます。 次に日程第6、議案第66号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。13ページ、番号19番を審議いたします。現地を調査された、隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	それでは、議案66号番号19番について報告いたします。調査日は6月8日、調査員は、山下委員と立根委員と私隈元です。事務局2名です。総会資料は9ページから11ページです。申請人は、有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会いは、奥さんの〇〇さんでした。申請地の所在・地番・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りです。場所は、蓬原小学校から県道宮ケ原・大崎線を南へ150m進み、左折し、農道に入り50m進んだ左手に位置します。除外目的は、農家住宅です。周囲の状況は、北側は畑・東側は畑・南側は公衆道路・西側は畑です。排水は、集落排水を利用することでした。この現地調査では、通用口97㎡、住宅1,000㎡、合計1,097㎡でしたが、委員の間で、ちょっと広過ぎるのではないかとの意見が出まし

		<p>て、再検討をお願いしたところ、通用口 97 m<sup>2</sup>、住宅 700 m<sup>2</sup>合計 797 m<sup>2</sup>の申請となりました。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農用地区域からの除外をしてもやむを得ないのではないかとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第66号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に日程第7、議案第67号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に、15ページ、番号50番を審議いたします。現地を調査された立迫委員の報告をお願いします。</p>
委員	立迫	<p>議案第67号番号50番について報告いたします。調査日は8月6日 調査員は、立山委員・竹田委員と私立迫です。事務局より1名の同行がありました。総会資料は12ページから14ページになります。譲渡人は、志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、熊本県熊本市東区東町〇丁目〇〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は、それぞれ議案書に記載されている通りです。場所は、志布志本庁前の国道220号線を鹿屋方面へ、およそ1.1km進み、香月小学校前の信号を右折し、400m進んだT字路を左折します。そこを80m行ったところを右折し、坂を上り200m上がったところにあります。転用目的は一般住宅です。周辺の状況は、北側は宅地・東側は公衆道路・南側は畑・西側は畑です。排水は市道の側溝に流します。その他の指導として、お隣さんが</p>

		<p>境にブロックと垣根が植えてありましたので、そのことについては、揉めないようにと指導しました。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、番号51番を審議いたします。現地を調査された立山委員の報告をお願いします。</p>
委員	立山	<p>議案第67号番号51番について報告いたします。調査日は8月6日 調査員は、立迫委員・竹田委員と私立山です。資料は15ページから17ページです。譲渡人は、志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。借受人は、志布志町志布志〇〇番地〇〇号にお住まいの〇〇さんです。親子による貸し借りです。立会人は、〇〇さんと〇〇さんでした。申請地は、それぞれ議案書に記載されている通りです。大まかな場所ですが、市道町原・弓場ケ尾線を港方面から北側へ向かい、宮原葬祭を過ぎたところにあるグリーンロードと志布志線と交わる交差点を西へ90m進み、左折し、160m進んだ右側に位置します。転用目的は一般住宅です。周辺の状況は、北側は宅地・東側は宅地・南側は畑・西側は山林です。排水は良好で、合併浄化槽を使って東側の公衆道路の側溝へ流すということで、問題はないと思われま</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく都市計画用途地域内の区域から概ね500メートル以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 52 番を審議いたします。現地を調査された隈元委員の報告をお願いします。
委員	隈元	議案第 67 号番号 52 について報告します。調査日は 8 月 6 日 調査員は、山下委員・立根委員と私隈元と事務局より 1 名で調査いたしました。資料は 18 ページから 20 ページです。譲渡人は、千葉県松戸市六高台〇丁目〇〇番地 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の所在・地番・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りです。場所は、有明中学校から市道吉村・押切線を押切方向に行って 1 km 進み、左折し市道飯山・志陽 1 号線に入り、270m 進んだ右手に位置します。転用目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は宅地・東側は公衆道路・南側は宅地・西側は宅地です。排水は、市道の側溝を利用することでした。申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま
		す。以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。報告終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、16 ページ、番号 53 番を審議いたします。現地を調査された山下 昭一委員の報告をお願いします。
委員	山下昭一	議案第 67 号番号 53 番について報告いたします。調査日は 8 月 6 日 調査員は、隈元委員・立根委員と私山下と事務局より 1 名同行されました。貸人

		<p>は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。借人は、鹿児島市荒田〇丁目〇〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、貸人の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書の記載の通りです。場所は、国道 220 号線の通山にあるびろうの樹病院から市道吉村・押切線を北へ 1.1 km 進み、左折して 50m 入った左側です。転用の目的は、申請地を父より借り受け、太陽光パネルを設置し、収入を得ることで、生活の安定を図るものです。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は用悪水路・南側は畑・西側は公衆道路です。排水は東側の水路に流すとのことでした。また、土地改良区との話し合いは進んでいるとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。他に代替え地は無いとのことでした。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 54 番を審議いたします。番号 54 番は、令和 3 年 5 月総会の議案第 40 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 16 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 55 番を審議いたします。現地を調査された山下 昭一委員の報告をお願いします。
委員	山下昭一	議案第 67 号番号 55 番について報告いたします。調査日・調査員は、先ほどの 54 番と同じです。他に市役所より保健課 2 名が同行されました。譲渡人は、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町

		<p>野神〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、譲受人の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積等は、それぞれ議案書の記載の通りです。場所は、県道 512 号志布志・有明線の野神小学校から山重方向へ 600m 進んだ左手です。転用目的は、現在志布志市内で、デイサービスセンターを経営しておりますが、申請地に有料老人ホームを建築して経営の安定を図るものです。周辺の状況は、北側は畑・東側は公衆道路・南側は宅地・西側は公衆道路です。排水については、申請地を切り土・盛土として整地することで、汚水生活排水については、合併浄化槽を使い、東側にある側溝へ流すとのことでした。また、住宅型老人ホームということで、共同施設に該当します。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。以上報告終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 67 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第 8、議案第 68 号、非農地証明願の承認についてを議題とします。まずは、18 ページ、番号 17 番を審議いたします。現地を調査された、立根委員の説明をお願いします。
委員	立根	それでは、非農地証明願議案 68 号番号 17 について報告いたします。総会資料は、24 ページから 26 ページです。調査日は 8 月 6 日、調査員は、隈元委員・山下委員と私立根でした。事務局から 1 名の同行がありました。申請人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇

		<p>さん本人でした。申請地は、有明町野井倉字上ノ段 4009 番 8 で、登記地目は畑、地積は 27 m<sup>2</sup>です。場所は、志布志市役所明支所近くの、株式会社吉川農産から市道総合センター線を南へ 300m進み、県道志布志・有明線の交差点をさらに直進し、市道上ノ段・稲付線に入り、同線を 220m進み、左折し農道に入り 90m進み、さらに畦を 60m進んだ正面に位置した農地です。もともと一筆であった農地が、昭和 63 年に、用悪水路の設置により、分筆になりそれ以降耕作されないで林地化したものでございます。現況を確認し、今後も農地としての利用が、見込まれそうにありませんでした。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 8、議案第 68 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。
		次に、日程第 9、議案第 69 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
農地係長	佐々木	<p>それでは、議案第 69 号非農地証明願に伴う調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、20 ページでございます。非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>議案書の番号 16 の願出人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇 〇〇さんです。土地は、志布志町内之倉字浜田 4150 番 2 で、登記地目は畑、地積は 1,422 m<sup>2</sup>でございます。申請地は、志布志市役所本庁から北東方向に位置し、志布志市立森山小学校から、市道森山・出水線を東へおよそ 2.3 km進むと、上野製材所があります。上野製材所前の三差路を、市道片野・池野線へ入り、およそ 2.5 km進んだところの北側に旧畜産団地があります。市道から旧畜産団地方向に入った右側に位置する土地でございます。現在、原野化し</p>

		<p>ております。</p> <p>議案書の番号 17 の願出人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇さんです。土地は、有明町野井倉字平尾 2004 番で、登記地目は畑、地積は 262 m<sup>2</sup>でございます。申請地は、志布志市役所有明支所から西北西方向に位置し、市役所有明支所から、市道吉村・牧ノ内線を特別養護老人ホーム小松の里方向へおよそ 900m 進んだところの右側に位置する土地でございます。現在、原野化しております。</p> <p>議案書の番号 18 の願出人は、肝属郡東串良町川東〇〇番地 〇〇さんです。土地は、有明町野神字立下 958 番 7 で、登記地目は畑、地積は 20 m<sup>2</sup>でございます。申請地は、志布志市役所有明支所から西南西方向に位置し、市役所有明支所から、そお街道と県道志布志・有明線の交差点上にある、ファミリーマート有明野神店から、県道志布志・有明線を野神小学校方向へ進み、小学校先を左折、野神小学校から南西方向へ位置する現地へ、市道をおよそ 2.8 km 進んだところに位置する土地でございます。現在、山林化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号 16 につきまして、橋口委員、福岡 剛委員、坪田委員で、番号 17 と 18 については、井久保委員、脇田 廣昭委員、山下 直樹委員でご提案いたします。以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって日程第 9、議案第 69 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第 10、議案第 70 号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。最初に、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
事務局次長	中水	議案第 70 号 農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書 22 ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。公



		<p>告日は、令和3年8月31日で、畑が23,160㎡となっております。所有権を移転する者の数2については、個人、〇〇であり、所有権の移転を受ける者の数1については、株式会社〇〇であり、売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書23ページから24ページに掲載しておりますので、お目通しください。以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお祈いします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の移転について、これより審議にはいります。まずは、23ページ、番号30番から、24ページ、番号31番までと、22ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定について事務局の説明を求めます。</p>
主任主査	桑水	<p>議案第70号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、25ページから72ページとなっております。まずは、議案書25ページの利用権設定の総括表を説明いたします。 公告日は令和3年8月31日で、始期は令和3年9月1日となります。設定期間が、1年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が53,373㎡、畑が196,235.83㎡、樹園地が42,522㎡で、合計しますと292,130.83㎡となり、うち更新分は51,373㎡となっております。利用権の設定をする者の数が75名で、利用権の設定を受けようとする者の数が22名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より53名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、26ページから57ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書58ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和3年8月31日で、始期が令和3年9月1日であります。設定期間は、4年9カ月から15年です。地目別の内訳は、田が22,770㎡、畑が133,156㎡で、合計しますと157,926㎡となります。利用権の転貸</p>

		<p>をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は23名であります。詳細につきましては、59ページから72ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第70号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。まず、26ページ、番号1番を審議いたします。番号1番は、上野委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、ここで上野委員には退席をお願いいたします。</p>
会場		(上野委員 退席)
議長	萩迫	これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで上野委員の入室を許可します。
会場		(上野委員 入室)
議長	萩迫	続きまして、27ページ、番号2番から57ページ、番号82番までと、25ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。</p> <p>それでは、59ページ、番号1番から72ページ、番号35番までと、58ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場 委員  
議長 萩迫

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。

よって、日程第 10、議案第 70 号、農用地利用集積計画決定については、  
原案どおり決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。

これで、本日の会議を終了いたします。

ご苦労様でした。